

第4回

読谷村農業委員会会議録

第4回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日	令和5年12月27日（水）				
開催時刻	14時00分 開会 15時00分 閉会				
開催場所	読谷村役場 3階大会議室				
農業委員の出欠状況	出席者7名 欠席者3名				
議席番号	氏名	摘要	議席番号	氏名	摘要
1番	幸喜 敦子	出	6番	棚原 靖	出
2番	知花 竜	欠	7番	與久田 一徳	出
3番	伊波 正景	出	8番	山内 一真	出
4番	比嘉 健二	欠	9番	真栄田 武	出
5番	儀間 景子	欠	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況		出席者8名 欠席者0名			
氏名		摘要	氏名		摘要
津波 宏		出	新垣 勝二		出
仲村渠 英正		出	比嘉 豊彦		出
知花 徳栄		出	池原 昌邦		出
比嘉 光雄		出	屋宜 清		出
事務局職員	局長 新垣 功 係長 寺西 正吾				

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第12号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程7	議案第61号 農地転用事業計画変更承認申請について
日程8	議案第62号 非農地証明願について

議長

これより第4回読谷村農業委員会総会を始めたいと思います。

- 日程1 会長諸般の報告 —
- 日程2 会議録署名委員の指名 —
- 日程3 会期の決定について —

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。

次に日程4の報告第12号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。

事務局

議案書2ページをお開きください。

報告第12号 農地転用許可指令の接受について。

議長

これは報告ですので、質問がなければ進行してよろしいですか

(「はい」の声あり)

議長

では次に日程5の議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。提案理由の説明を事務局からお願いします。

事務局

議案書3ページをお開きください。

議案第59号 農地法第3条の規定による許可申請について。

議長

ではこれより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

委員(7番)

7番の與久田です。報告書の1ページを御覧ください。この畑は座喜味高志保線のちょうど沿線上にあります。現在バナナが植えられているが、申請人が新たにバナナを植えて耕作するという事ですので、何ら問題はありません。

議長

現地を確認した與久田委員のほうからは、何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。この件について、ほかの委員か

ら御意見がありましたら、どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声です。ないようですので進行します。

では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。

次に、受付番号2番について、現地を確認した委員ほうから御意見をお願いしたいと思います。

池原推進委員

池原です。航空写真2ページを御覧ください。申請人が報告書より、自宅地である隣接地と合わせて野菜の栽培を計画しており、何ら問題ないかと思えます。

議長

現地を確認した池原推進委員のほうからは、許可基準適合表もクリアして何ら問題ないということで許可相当の御意見であります。ほかの委員からありましたら、どうぞ。

(「進行」の声あり)

議長

進行の声ですので、質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号2番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。

次に、日程6の議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局	<p>議案書14ページをお開きください。</p> <p>議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請について。</p>
議長	<p>ただいま議案第60号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。</p> <p>これより審議を行います。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。</p>
委員（7番）	<p>7番、與久田です。航空写真3ページを御覧ください。右の下の写真は、現在山羊小屋が建っています。その周辺はほとんど住宅地となっており貸住宅を建築するというので、何ら問題ないですが、まだ都市計画課への書類が提出されていませんので、不許可相当でお願いします。</p>
議長	<p>現地を確認した與久田委員のほうからは、許可基準適合表がクリアできれば問題ないということですが、今のところ都市計画課との調整が不十分だということで、不許可相当の御意見であります。ほかの委員から意見がありましたら、どうぞ。</p>
屋宜推進委員	<p>都市計画課への提出がまだということですが、面積は361平米、何か理由がありますか。</p>
事務局	<p>この許可基準適合表に都市計画課で審査中、建築基準法上第43条のただし書き道路というふうに書いています。面積は500平米以下なので、開発等には当たりません。今審査中というのは、建物を建てる場合というのは建築基準法に適合しているかというのがあり、道路に接していないと建築はできません。この敷地は前面道路が細い里道になっています。現地では約4メートル程度です。急勾配のコンクリート舗装された道路があるが、これは建築基準法で言う道路には該当しません。建築基準法の道路というのは村道、県道、国道が建築基準法上の道路になり、しかし、ここの前面道路はそういう道路には該当せず、この建築基準法上の43条のただし書きという道路に該当するかという審査がある。それを都市計画課に提出しないといけないが、里道では基準を満たしておらず、隣接地に道路が入っていたりしており、隣接者の同意とかが必要になってきます。</p>

まずこの申請に際して同意がまだ得られていないとか、書類が不十分な点があるので、都市計画課に提出する書類としては不足しているということで、まだ審査中となっています。資料が整えられれば恐らく県の許可、道路の許可が下りますので、建築には問題ないと思います。ただ今の時点では書類が整っていないので、まだ審査中ということでバツをつけています。

議長 ほかにも御質疑ないでしょうか。真栄田委員どうぞ。

委員（9番） 9番、真栄田です。前は2項道路というのがあったはず、それは現在でもあるか。

事務局 2項道路はあります。2項道路とこれは別です。県の審査会というのがあって、そこで認めるか認めないか判断するが、2項道路というのは恐らく復帰前にあった道路とか、4メートルに満たない道路とかそういったものがあります。だから4メートルに満たない場合はセットバックしなさいとかあります。今回はただし書き道路ということなので、2項道路とはまた別になります。

委員（9番） はい、分かりました。

議長 ほかにも御質問ないですか。

（「進行」の声あり）

議長 なければ進行したいと思います。質疑を終結してこれより採決を行います。

受付番号1番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御

意見をお願いしたいと思います。

委員（４番） ４番、新垣です。航空写真の４番を御覧ください。申請地は用途地域内にあり、宅地造成の計画であることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ありません。

議長 現地を確認した新垣委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。これについてほかの委員からの御質疑がありましたら、どうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしの声ですので進行したいと思います。
では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号２番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号２番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号３番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。

新垣推進委員 新垣です。申請地は用途地域内にあり、事務所兼貸住宅を建築する計画であることから問題ありません。以上です。

議長 現地を確認した新垣推進委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかに御意見がありましたら、委員のほうからお願いしたいと思います。

（「進行」の声あり）

議長 進行の声ですので、ではこれより採決を行います。
受付番号３番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。

次に、受付番号4番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

委員（3番） 3番、伊波です。航空写真の6番を見てください。この土地は大木の交差点を南に下りて行って、昔のわらべ会館、今は保育園ですかね、その辺りの土地、この土地は用途地域内にあり、建て売り住宅を建築する計画であることから、許可基準適合表をクリアすれば問題ないですが、書類がまだ整っていないので、不許可相当でお願いします。

議長 現地を確認した伊波委員のほうからは、委員の意見にもありますように、許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。これに関して委員からの御質問がありましたら、どうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしですので進行したいと思います。
では質疑を終結して、これより採決を行います。
受付番号4番は不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認め、受付番号4番は不許可相当で進達することに決定しました。

次に、日程7の議案第61号 農地転用事業計画変更承認申請について議題とします。事務局から提案理由の説明をお願いします。

事務局 議案書16ページをお開きください。

議案第61号 農地転用事業計画変更承認申請について。

議長	<p>これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員の御意見からお願いしたいと思います。</p> <p>休憩します。</p>
	<p>－ 休憩 －</p>
議長	再開します。
新垣推進委員	<p>航空写真は同じく5番です。申請地は用途地域内にあり、事務所兼住宅を建築する計画であることから問題ありません。以上です。</p>
議長	<p>現地を確認した新垣推進委員のほうからは、承認相当の御意見であります。これに関してほかの委員からの御質疑がありましたらお願いしたいと思います。</p>
	<p>(「進行」の声あり)</p>
議長	<p>進行の声ですので進行したいと思います。</p> <p>受付番号1番については、承認相当で進達することよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」の声あり)</p>
議長	<p>承認相当で決定することにいたします。</p> <p>次に、受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。</p>
委員(9番)	<p>9番、真栄田です。周辺は家が建っており、倉庫にしても何にも問題ないので、承認相当でお願いします。</p>
議長	<p>真栄田委員のほうからは承認相当の御意見であります。ほかに御意見等ありましたらお願いしたいと思います。</p>
知花推進委員	<p>質疑はできますかね。これは事業計画の変更ですが、現在は資材置場にそのままなっていますかね。</p>
事務局	<p>今からです。</p>

知花推進委員	前に出してあるのは資材置場、今度は倉庫も造ると。
事務局	前は資材置場で露天保管みたいな感じです。だけど盗難のおそれがあるということでやっぱり倉庫を建てますということで、今回は倉庫を建てるという変更です。
知花推進委員	これは許可した場合には、この効力は1年とか2年とかありますか。次もまた変更が出てくるとかないかなと思って。例えば転用した場合は、その目的通りやらない場合はこの有効期間は1年なのか、何もないのか。
事務局	有効期間は恐らくないと思います。結局ほかのところでも、今回波平で出ている場所がありますが、あれも何回かずっと変更、変更で来ています。
知花推進委員	変更、変更で出して来るわけね。
事務局	出して来る場合もあります。今回の座喜味については、恐らくそれはないかなと思います。ちゃんと今度は倉庫を建てるとことなので。座喜味についてはですね。
知花推進委員	よく理解できますが、普通、お家を造るために転用申請しますが、1か年造らなかつたらまた申請しないといけないとか、以前はあったと思いますが、今はもうなくなっているわけですね。
事務局	ないと思います。 補足になりますけれども、一応、許可が下りてから1回目が3か月以内に事業の進捗状況の報告があります。それでも完了しない場合は、今度は1年ごとに事業進捗状況を県まで報告しています。その中で何故できないのかという理由の確認をしたり、それでも進捗がなければ、県も許可の取消しであったり、そういった判断を随時行うという形になりますので、許可だけでなく報告も出していただいているという形になります。
知花推進委員	分かりました。

議長

ほかに御質疑はございませんか。

(「進行」の声あり)

議長

では進行したいと思います。

質疑を終結して、これより採決を行います。

受付番号2番は承認相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は承認相当で進達することに決定しました。

次に、日程8の議案第62号 非農地証明願いについて議題とします。事務局のほうから提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書17ページをお開きください。

議案第62号 非農地証明願いについて。

議長

これより審議に入ります。まず受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

仲村渠推進委員

仲村渠です。航空写真の8ページを御覧ください。現場は瀬名波団地のすぐ隣であります。写真のとおりギンネムが生えていまして、周りは住宅地化しておりますので、証明相当でいいかと思えます。

議長

現地を確認した仲村渠推進委員のほうからは、農地として20年以上利用されていないということから、非農地で問題ないということで、証明相当の御意見であります。ほかに委員からの御質問等ありましたら、どうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので進行します。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は

証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。
非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することと決定しました。
これを持ちまして、日程1から日程8まで全ての議案が終了しました。決議事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、決議事項における議事整理については、会長に一任されました。皆様の御協力のもと第4回読谷村農業委員会総会が無事終了しましたので、厚く御礼申し上げます。
第4回読谷村農業委員会総会を終了いたします。